(目的)

第1条 この要綱は、迷惑電話による高齢者への犯罪被害を未然に防止し、安全で安心なまちづくりを推進することを目的として、特殊詐欺防止用電話機器を購入し、及び設置した者に対して交付する扶桑町特殊詐欺防止用電話機器購入補助金(以下「補助金」という。)について、費用の一部を補助することに関し、扶桑町補助金等の予算執行に関する規則(昭和50年扶桑町規則第7号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各 号に定めるところによる。
 - (1) 迷惑電話 一般消費者を対象とした違法又は不当な手段を用いる商取引 及び特殊詐欺(対面することなく人を欺き、現金その他の財物をだまし取 る行為をいう。以下同じ。)を目的とする電話をいう。
 - (2) 特殊詐欺防止用電話機器 次に掲げる機器をいう。
 - ア 固定電話機に接続する機器であって、管理サーバーに登録された迷惑 電話を発信する番号からの着信を自動で判別し、警告を表示し、又は自 動的に着信を切断する機能を有する機器
 - イ 固定電話機に接続する機器であって、自動で発信者に対し録音を行う 旨の応答をし、録音を行う機能を有する機器
 - ウ 自動応答録音装置等を備えた特殊詐欺への対策機能を有する電話機 (補助対象者)
- 第3条 補助金の交付対象となる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。
 - (1) 扶桑町の住民基本台帳(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第 5条に規定する住民基本台帳をいう。)に記録された住所に現に居住して いる者
 - (2) 第6条第1項の申請の日の属する年度の末日において65歳以上の者又はその属する世帯の構成員
 - (3) 町税の滞納がない者
- 2 前項の規定にかかわらず、扶桑町暴力団排除条例(平成24年扶桑町条例 第3号)第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と

密接な関係を有する者は、補助金の交付対象としない。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、 特殊詐欺防止用電話機器の購入及び設置に係る費用とする。

(補助金の額等)

- 第5条 補助金の額は、補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額(その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とし、5,000円を上限とする。
- 2 補助金の交付は、1世帯につき1回限りとする。

(交付の申請)

- 第6条 申請者は、扶桑町特殊詐欺防止用電話機器購入補助金交付申請書兼請 求書(様式第1)に次に掲げる書類を添付し、当該年度の3月31日までに 町長に提出しなければならない。
 - (1) 補助対象経費の領収書
 - (2) 設置した特殊詐欺防止用電話機器の規格がわかるカタログ、パンフレット、説明書等の写し
 - (3) その他町長が必要と認める書類
- 2 町長は、申請者から前項第1号の書類の返還を求められたときは、当該書類に受付印を押印の上、その写しを町が保管することにより、返還することができる。

(交付決定)

第7条 町長は、前条第1項の申請があったときは、その内容を審査し、扶桑 町特殊詐欺防止用電話機器購入補助金交付(却下)決定通知書(様式第2) により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 実績報告は、第6条第1項に規定する申請をもって、これに代えることができる。

(交付の請求)

- 第9条 交付の請求は、第6条第1項に規定する申請をもって、これに代える ことができる。
- 2 補助金は、第7条に規定する交付決定通知書を発した日から起算して30 日以内に交付するものとする。

(交付決定の取消し)

- 第10条 町長は、補助を受けた申請者が次の各号のいずれかに該当する場合 には、補助金の交付決定の全部又はその一部を取り消し、又は変更すること ができる。
 - (1) 第3条及び第4条に規定する要件を満たしていないことが判明したとき。
 - (2) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。 (財産の処分制限)
- 第11条 補助金の交付を受けて購入し、及び設置した特殊詐欺防止用電話機器(以下「取得機器」という。)は、補助金の交付の日から3年間は、補助金の交付の目的以外に使用し、譲渡し、交換し、売却し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供してはならない。ただし、町長がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。
- 2 町長は、前項ただし書の規定により承認を受けた交付決定者に対し、当該 承認に係る取得機器の処分による収入があったときは、その収入の全部又は 一部を町に納付させることができる。

(調査)

- 第12条 町長は、必要があると認めるときは、交付決定者又はその関係者に 対し、取得機器及びその設置状況に係る調査を行うことができる。
- 2 交付決定者又はその関係者は、前項の調査に協力しなければならない。 (危険負担)
- 第13条 取得機器設置の際の作業者の故意又は過失による損害及び当該設置 後に生じた迷惑電話による損害について、町はその責を負わない。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1	(第6条関係	.)
13パレレカコ		• /

(表)

年 月 日

扶桑町長 様

申請者

住 所 扶桑町大字

氏 名

印

電話番号

扶桑町特殊詐欺防止用電話機器購入補助金交付申請書兼請求書

扶桑町特殊詐欺防止用電話機器購入補助金の交付を受けたいので、下記により申請します。

1 設置した特殊詐欺防止用電話機器の内容

メーカー名	
製品名	

2 補助対象経費・内訳

補助対象経費		補助率	限度額		交付申請額 未満切捨て)
金	円	1/2	5,000円	金	円

補助金請求額 金 円

3 振込先

金融	機関名		店名	預金種別	口座番号
	銀	行	本店	普通	
	信 用	金 庫		· · 当 座	
	農	協	支店	コ 圧	
フリガナ口座名義					

調查承諾書

扶桑町特殊詐欺防止用電話機器購入補助金の交付申請に当たり、	町長が住民基本台帳及び
町税等の納付状況の調査を行うことを承諾します。	

年 月 日

申請者

住 所 扶桑町大字

氏 名 (自署)

(※以下、町記入欄)

扶桑町特殊詐欺防止用電話機器購入補助金の交付申請者に係る 住民基本台帳及び町税等の納付状況に関する調査依頼

様

年 月 日

上記の者を調査の上、回答願います。

上記の者の調査結果は、次のとおりです。

世帯の構成員に65歳以上の者

□ 該当あり □ 該当なし

年 月 日

確認者

町税等の納付状況

□ 滞納あり

□ 滞納なし

年 月 日

確認者

(添付書類)

- 1 特殊詐欺防止用電話機器の購入及び設置に係る費用の領収書(購入者の氏名、製品名、 購入日又は設置日の記載、販売店等の記載のあるもの)
- 2 設置した特殊詐欺防止用電話機器の規格がわかるカタログ、パンフレット、説明書等の
- 3 振込先の口座が確認できる書類(提示でも可)
- 4 その他町長が必要と認める書類

様式第2 (第7条関係)

第 号

年 月 日

様

扶桑町長 印

扶桑町特殊詐欺防止用電話機器購入補助金交付(却下)決定通知書

年 月 日付けで申請のあった扶桑町特殊詐欺防止用電話機器購入補助金については、扶桑町特殊詐欺防止用電話機器購入補助金交付要綱第7条の規定により金 円を交付することを決定(却下)したので通知します。